

エコアクション 21

2013 年度 環境活動レポート

株式会社下村製作所



～本社～



～大洲工場～

～目 次～

① 組織の概要(事業所名、所在地、事業の概要、事業規模等) ……	2
② 対象範囲(認証・登録範囲)、レポートの対象期間及び発行日 ……	3
③ 環境方針 ……	4
④ 環境目標 ……	5
⑤ 実施体制 ……	7
⑥ 主な環境活動計画内容 ……	8
⑦ 環境目標の実績 ……	9
⑧ 環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容 ……	10
⑨ 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに 違反、訴訟等の有無 ……	13
⑩ 代表者による全体評価と見直しの結果 ……	14

①組織の概要

事業名	株式会社 下村製作所
代表者	代表取締役社長 下村 勝
所在地	静岡県富士市伝法 2323-4
環境管理責任者	望月雄一郎
担当者連絡先	EA21 事務局 望月雄一郎 (大淵工場) TEL 0545-37-2230

活動事業の概要 自動車照明用特殊ボルト・小ネジの製造

事業の規模

従業員数	38 名
敷地面積	本社工場 2,676 m ² ・ 大淵工場 3,262 m ²
床面積	本社工場 1,720 m ² ・ 大淵工場 1,962 m ²

沿革

1947 年 1 月	下村製作所を個人企業として富士市西仲町にて創業
1959 年 10 月	社名を株式会社下村製作所とする
1960 年 10 月	会社を富士市青島に移転
1962 年 3 月	山梨工場を建設
1968 年 10 月	本社を富士市伝法 2323-4 に移転
1995 年 8 月	資本金 1,000 万円に増資
2004 年 1 月	品質マネジメントシステム・ISO9001:2000 〔UKAS-01536〕取得
2006 年 10 月	大淵工場完成
2007 年 5 月	大淵工場・操業開始
2007 年 5 月	環境マネジメントシステム・エコアクション 21 認証取得 (認証・登録番号 0001571)
2010 年 3 月	山梨工場閉鎖
2013 年 12 月	樹脂成型機の導入

②対象範囲、レポートの対象期間及び発行日

対象範囲

本 社： 〒417-0061
静岡県富士市伝法 2323-4
TEL 0545-52-4065
大渕工場：〒417-0801
静岡県富士市大渕字石の前 4040-6
TEL 0545-37-2230
* 全活動及び全従業員を対象とする

レポートの対象期間

2013年7月1日～2014年6月30日

レポートの発行日

2014年7月31日発行

③環境方針

～基本理念～

株式会社下村製作所は、環境に優しい製造業として、省エネルギーと省資源を推進する活動を一貫して行うことに取り組みます

～方 針～

弊社の基本理念に基づき、事業活動を通じて環境活動を実施し、環境の保全に努める為に、以下の行動指針を推進します

- I. 環境目標を定め、全員参加の省エネルギーと省資源の環境活動を推進し、必要に応じて計画の見直しを行います
- II. 環境に関する法規制、条例を遵守し、環境負荷の低減に取り組みます
- III. エコアクション 21 に基づく環境経営システムを導入します
- IV. 具体的取組み内容
 - ① 場内の節電・省エネルギーを計り、二酸化炭素排出量の削減に努める
 - ② コピー用紙使用量の削減等で、ゴミ排出量を削減し、ゴミ細分別の実施で、リサイクルの推進に努める
 - ③ 水の出しっぱなし、出しすぎ等をなくし節水に努める
 - ④ 事務用品、その他備品のグリーン購入に努める
 - ⑤加工不良の削減を図り、資源の有効利用に努める
- V. 環境保全活動を推進する為、従業員に教育・訓練を実施し、周知徹底を図ります
- VI. 環境への取組みの成果を環境活動レポートとして公表し、地域社会との調和に努めます

制定:2006年10月1日

改定:2010年7月1日

株式会社 下村製作所

代表取締役社長 下村 勝

④環境目標

④-1 基準値の算出

2012年度の「代表者による全体評価と見直しの結果」より、本社の購入電力及び水使用量、また鉄屑の基準値を見直した。

二酸化炭素排出量の削減

・電気使用量の削減

$$\begin{aligned} \text{本 社} \cdots & 36,774(2012\text{年度実績}) \times 1.3(\text{設備導入考慮}) \times 0.463 \div 348.4(2012\text{年度生産数}^{\ast}) \\ & = \mathbf{63.5 \text{ (kg-CO}_2\text{/生産数}^{\ast})} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{大 淵 工 場} \cdots & 207,654(2011\text{年度実績}) \times 0.463 \div 364.9(2011\text{年度生産数}^{\ast}) \\ & = \mathbf{263.5 \text{ (kg-CO}_2\text{/生産数}^{\ast})} \end{aligned}$$

$$\text{計} \quad \mathbf{327.0 \text{ (kg-CO}_2\text{/生産数}^{\ast})}$$

(注)購入電力の排出係数については、平成23年度電気事業者別実排出係数0.463を使用する。

・化石燃料使用量の削減

$$\cdot \text{液化石油ガス} \cdots 7751.4(2011\text{年度実績}) \div 364.9(2011\text{年度生産数}^{\ast}) = \mathbf{21.2 \text{ (kg-CO}_2\text{/生産数}^{\ast})}$$

$$\cdot \text{ガソリン} \cdots 18,927.7(2011\text{年度実績}) \div 364.9(2011\text{年度生産数}^{\ast}) = \mathbf{51.9 \text{ (kg-CO}_2\text{/生産数}^{\ast})}$$

$$\cdot \text{軽油} \cdots 3088.3(2011\text{年度実績}) \div 364.9(2011\text{年度生産数}^{\ast}) = \mathbf{8.5 \text{ (kg-CO}_2\text{/生産数}^{\ast})}$$

$$\cdot \text{灯油} \cdots 9,896(2011\text{年度実績}) \div 364.9(2011\text{年度生産数}^{\ast}) = \mathbf{27.1 \text{ (L/生産数}^{\ast})}$$

$$\cdot \text{タービン油} \cdots 6,440(2011\text{年度実績}) \div 364.9(2011\text{年度生産数}^{\ast}) = \mathbf{17.6 \text{ (L/生産数}^{\ast})}$$

水使用量の削減

$$\text{本 社} \cdots 303(2012\text{年度実績}) \times 1.3(\text{設備導入考慮}) = \mathbf{333 \text{ (L)}}$$

$$\text{大 淵 工 場} \cdots 266(2011\text{年度実績}) = \mathbf{266 \text{ (L)}}$$

$$\text{計} \quad \mathbf{599 \text{ (L)}}$$

廃棄物排出量の削減

・鉄屑スクラップの削減

$$\text{鉄スクラップ} \cdots 14.67(2010\text{年度実績}) \div 350.3(2010\text{年度鉄材料}) \times 100(\%) = \mathbf{4.19 \text{ (\%)}}$$

$$\text{切粉} \cdots 7.74(2010\text{年度実績}) \div 350.3(2010\text{年度鉄材料}) \times 100(\%) = \mathbf{2.21 \text{ (\%)}}$$

$$\text{計} \quad \mathbf{6.40 \text{ (\%)}}$$

・可燃ゴミの削減

$$0.740 \text{ (t) (2011年度実績)}$$

④-2 環境目標

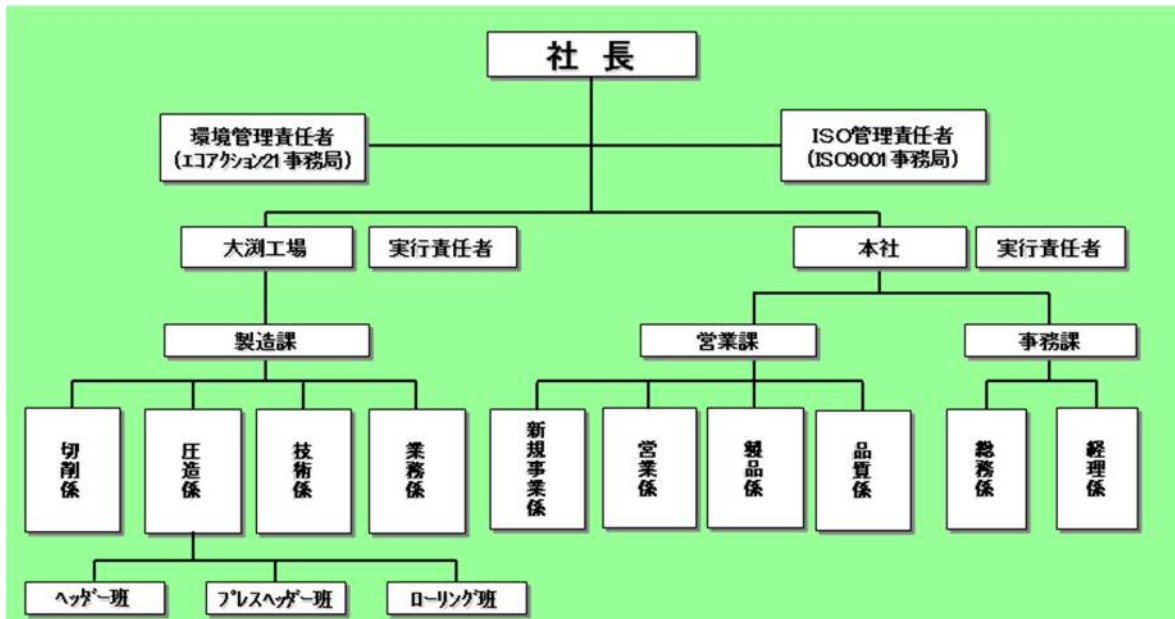
環境目標は、二酸化炭素排出量、水資源投入量、廃棄物排出量に関する項目について、購入電力、化石燃料、鉄屑をそれぞれ基準値に対し毎年1%ずつ削減する計画とする。水投入量と可燃ゴミは、それぞれ基準値に対し毎年0.1%ずつ削減する計画とする。また、灯油とタービン油は、二酸化炭素排出量0であるが、参考値として計上する。

環境方針		単 位	基準値	目 標			
				2012年度	2013年度	2014年度	
二酸化炭素排出量の削減	電気使用量の削減	kg-CO ₂ /生産数*	327.0	1%削減 323.7	2%削減 320.5	3%削減 317.2	
	化石燃料使用量の削減	液化石油ガス使用量の削減	kg-CO ₂ /生産数*	21.2	1%削減 21.0	2%削減 20.8	3%削減 20.6
		ガソリン使用量の削減	kg-CO ₂ /生産数*	51.9	1%削減 51.4	2%削減 50.9	3%削減 50.3
		軽油使用量の削減	kg-CO ₂ /生産数*	8.5	1%削減 8.4	2%削減 8.3	3%削減 8.2
		(灯油使用量の削減)	L/生産数*	27.1	1%削減 26.8	2%削減 26.6	3%削減 26.3
		(タービン油使用量の削減)	L/生産数*	17.6	1%削減 17.4	2%削減 17.2	3%削減 17.1
水使用量の削減		m ³	599	0.1%削減 598.4	0.2%削減 597.8	0.3%削減 597.2	
廃棄物排出量の削減	鉄屑スクラップ量の削減	%	6.40	1%削減 6.34	2%削減 6.27	3%削減 6.21	
	可燃ゴミの削減	t	0.740	0.1%削減 0.739	0.2%削減 0.739	0.3%削減 0.738	
グリーン購入の推進		%	100	100	100	100	

* 生産数は、100,000本あたりとする。

⑤実施体制

(1) 実施体制は以下の通りとする。



(2) 職務の役割・責任・権限は以下の通りとする。

代表者

- ・環境方針の策定、環境目標・環境活動計画の承認
- ・年度ごとの環境経営システム運営状況の確認と、改定が必要な場合の環境管理責任者への是正の指示
- ・必要な場合には内部監査の実施の指示
- ・必要な場合には関係者による環境経営会議を開催
- ・資源が使用できることを確実にする

環境管理責任者

- ・環境経営システムの構築、実施、維持
- ・環境への負荷、環境への取組のチェックと取りまとめ
- ・環境目標、環境活動計画、環境活動レポートの作成と代表者への提示
- ・環境目標、環境活動計画、環境活動レポートの全従業員への周知
- ・環境経営システムに関する教育・訓練の実施
- ・環境関連法規等の遵守状況のチェックと記録
- ・内部・外部監査への対応

EA21 事務局

- ・環境管理責任者の指示により、環境への負荷、環境への取組状況の関係資料の作成
- ・環境経営システムに関する文書・記録の管理・保管
- ・環境関連法規等に関する情報の集約
- ・環境経営システムに関する会議の開催

実行責任者

- ・各部署の従業員が行う環境活動計画を指導、監督し、環境目標の達成に努める
- ・環境への負荷、環境への取組み状況の環境管理責任者への報告

⑥主な環境活動計画内容

環境方針		活動計画内容	
二酸化炭素排出量の削減	電気使用量の削減	こまめな消灯	
		冷暖房の温度適正化	
		機械の節電	
		ウォームビズの推進	
		緑化運動グリーンカーテン	
		節電の呼び掛け	
	化石燃料使用量の削減	液化石油ガス使用量の削減	フォークリフトの急発進をしない
			夏期は手を洗う際、ぬるま湯か水で洗う
			冬期の暖房をこまめに消す
		ガソリン使用量の削減	急発進をしない
			エコカーの導入
			得意先不良を削減
軽油使用量の削減	急発進をしない		
	決められた速度で走行する		
	トラックの使用回数を減らす		
灯油使用量の削減	再利用を心掛ける		
タービン油使用量の削減	機械停止時の潤滑油を速やかに止める		
	垂れ流しをしない		
水使用量の削減		水の出しっぱなしをなくす	
		水の出しすぎをなくす	
		無駄な水の使用を削減	
		節水の呼び掛け	
廃棄物排出量の削減	鉄屑スクラップ量の削減	加工不良の削減	
		試し打ちを最小限に抑える	
	可燃ゴミの削減	裏紙の使用を徹底する	
		コピー用紙使用量の削減	
		ゴミ細分別を実施し、リサイクルの推進	
		OA化	
グリーン購入の推進		事務用品、その他備品のグリーン購入	

⑦環境目標の実績

			単位	2011年度実績 基準 2011/7/1~ 2012/6/30	2013年度 目標	2013年度 実績	判定
	実績	二酸化炭素関係	購入電力	kg-CO ₂ /生産数*	327.0	320.5	335.4
化石燃料			液化石油ガス	kg-CO ₂ /生産数*	21.2	20.8	13.1
		ガソリン	kg-CO ₂ /生産数*	51.9	50.9	36.6	○
		軽油	kg-CO ₂ /生産数*	8.5	8.3	7.7	○
		(灯油)	L/生産数*	27.1	26.6	19.4	○
		(タービン油)	L/生産数*	17.6	17.2	17.9	△
水使用量		m ³	599.0	597.8	525	○	
廃棄物関連	鉄スクラップ	t/生産数*	6.40	6.272	4.55	○	
	可燃ゴミ	t	0.740	0.739	0.790	△	
グリーン購入		%	100	100	100	○	

二酸化炭素排出量係数 → 23年電気事業者別実排出係数は東京電力 0.463 使用灯油及びタービン油は、当社の参考値とします。

⑧環境活動計画の取組結果とその評価

N版:2014年7月1日

環境方針		活動内容	取組結果			
二酸化炭素排出量の削減	化石燃料使用量の削減	電気使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・こまめな消灯 ・冷暖房の温度適正化 ・機械の節電 ・ウォームビズの推進 ・緑化運動グリーンカーテン ・節電の呼び掛け 	<ul style="list-style-type: none"> ・2014年6月シーリングファン取付 	<ul style="list-style-type: none"> ・季節毎に野菜栽培 	<ul style="list-style-type: none"> ・2013年11月ウォームパンツ支給
		液化石油ガス使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・フォークリフトの急発進をしない ・夏期は手を洗う際、ぬるま湯か水で洗う ・冬期の暖房をこまめに消す 			
		ガソリン使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・急発進をしない ・エコカーの導入 ・得意先不良を削減 	2013年12月カラーフィールダー購入		
		軽油使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・急発進をしない ・決められた速度で走行する ・トラックの使用回数を減らす 			
		灯油使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・再利用を心掛ける 	2014年5月簡易ろ過装置を取付		

	タービン油 使用量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・機械停止時の潤滑油を速やかに止める ・垂れ流しをしない 	2014年6月 エコ型新規10Rを取付	
水使用量の削減		<ul style="list-style-type: none"> ・水の出しっぱなしをなくす ・水の出しすぎをなくす ・無駄な水の使用を削減 ・節水の呼び掛け 	節水ポスター掲示	
廃棄物 排出量 の削減	鉄屑スクラップ量の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・加工不良の削減 ・試し打ちを最小限に抑える 		
	可燃ゴミの削減	<ul style="list-style-type: none"> ・裏紙の使用を徹底する ・コピー用紙使用量の削減 ・ゴミ細分別を実施し、リサイクルの推進 ・OA化 	ゴミ分別の掲示	
グリーン購入の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・事務用品、その他備品のグリーン購入 		

次年度の取組内容

環境方針		活動計画内容	
二酸化炭素排出量の削減	電気使用量の削減	こまめな消灯	
		冷暖房の温度適正化	
		機械の節電	
		ウォームビズの推進	
		緑化運動グリーンカーテン	
		節電の呼び掛け	
	化石燃料使用量の削減	液化石油ガス使用量の削減	フォークリフトの急発進をしない
			夏期は手を洗う際、ぬるま湯か水で洗う
			冬期の暖房をこまめに消す
		ガソリン使用量の削減	急発進をしない
			エコカーの導入
			得意先不良を削減
		軽油使用量の削減	急発進をしない
			決められた速度で走行する
			トラックの使用回数を減らす
		灯油使用量の削減	再利用を心掛ける
タービン油使用量の削減	機械停止時の潤滑油を速やかに止める		
	垂れ流しをしない		
水使用量の削減		水の出しっぱなしをなくす	
		水の出しすぎをなくす	
		無駄な水の使用を削減	
		節水の呼び掛け	
廃棄物排出量の削減	鉄屑スクラップ量の削減	加工不良の削減	
		試し打ちを最小限に抑える	
	可燃ゴミの削減	裏紙の使用を徹底する	
		コピー用紙使用量の削減	
		ゴミ細分別を実施し、リサイクルの推進	
		OA化	
グリーン購入の推進		事務用品、その他備品のグリーン購入	

⑨環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果、 並びに違反、訴訟等の有無

当社は事業活動を行うにあたり、環境関連法規を遵守すると共に、法規の改廃状況を把握し、最新情報への管理及び対応を徹底する事で、今後も法令違反等のない会社を目指します。当社に係る環境法規は以下の通りです。

環境関連法規一覧

	法令・条例等の名称	主要な法規制要求事項	遵守判定	記録事項
基本	環境基本法	事業者の責務(関連法令は下記)		
	循環型社会形成基本法	事業者の責務(関連法令は下記)		
	静岡県条例			
環境 関 連 法	廃棄物処理法			
	・一般廃棄物 ・富士市条例	市条例に基づく廃棄物回収・分別基準での排出協力	○	
	・産業廃棄物 ・静岡県条例	産業廃棄物管理責任者の任命 2007年10月1日より施行	○	環境管理責任者を任命
	・収集、処理契約	法定許可業者との収集運搬および中間処理或いは最終処分契約の締結	○	
	・マニフェスト管理	産業廃棄物を搬出する際にマニフェストの発行と処理終了確認を伝票により行う	○	
	資源有効利用促進法 (リサイクル法)	紙、缶、ビン、ニカド電池などの分別回収と再資源化(リサイクル)の推進	○	
	家電リサイクル法	4家電の廃棄の際の指定業者への引渡し	○	
	容器包装リサイクル法	市の回収・分別基準による排出	○	
	自動車リサイクル法	社用車の廃車時に指定業者への引渡し	○	
	パソコンリサイクル法	パソコンの買替え等の時指定業者に引渡し	○	
	地球温暖化対策法	省エネルギー対策による二酸化炭素排出抑制	○	
	省エネ法	電気関係の使用管理、自動車の燃料管理	○	
	関 連 法 規	騒音規制法・振動規制法	生産設備からの騒音および振動の発生を抑制する対策を講じて近隣に迷惑を掛けない	○
水質汚濁防止法		油等の汚水を公共用水路などに流さない	○	2013/12/28 定期点検
グリーン購入法		グリーン購入ネットワーク認定品の購入努力	○	
関 連 法 規	消防法	油類の危険物適正管理	○	マシン油、切削油、
	浄化槽法	生活排水除去施設としての管理と定期点検	○	2014/2/25 定期点検

⑩代表者による全体評価と見直しの結果

項目		資料	判定	コメント
報告事項	1	環境目標達成度	⑦環境目標の実績	△ 3件が目標未達成になりましたが、鉄屑・スクラップ量が十分に削減する事が出来ました。
	2	活動計画の達成状態	⑧環境活動計画の取組結果とその評価	○ 環境活動の効果が見られます。
	3	環境教育実施状況	⑥主な環境活動計画内容	○ 品質会議にて、環境教育を実施しました。
	4	環境法の順守状況	関係法令等の登録一覧表	○ 法令等を順守しています。
	5	緊急時の訓練	10.緊急事態準備・対応	○ 品質会議にて机上での防災訓練を実施しました。
	6	外部からの苦情など	外部からの苦情等の受付結果	○ 苦情はありませんでした。
	7	その他	_____	—

見直し項目		変更の必要性	指示事項	
代表者による全体評価・見直し指示	1	環境方針	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	なし
	2	環境目標	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	なし
	3	活動計画	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	なし
	4	環境法	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	なし
	5	環境レポート	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	なし
	6	その他	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	なし
	全体評価 (環境レポートに記載する)		<p>2013年度は、購入電力・タービン油・可燃ゴミで目標未達になっています。</p> <p>2014年度は、未達の原因を調整し対策をして、着実に目標達成を目指し、省資源・省エネルギーを実現して下さい。</p>	